

広島県告示第三百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県安芸郡坂町、同町梶、同町神之松及び同町地内	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	区域の名称 示の	区域の名称 示の
	次の図のとおり	次の図のとおり
総頭川支川 三(三)	総頭川支川 土石流	総頭川支川 土石流
総頭川支川 六(四a)	総頭川支川 土石流	総頭川支川 土石流
総頭川支川 六(五)	総頭川支川 土石流	総頭川支川 土石流
総頭川・大判川・東獄川(七)	土石流	土石流
総頭川支川 八(六三九 七―)	土石流	土石流
総頭川支川 九(六三九 六)	土石流	土石流

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。